## １．特別市制度の実現

県と市の二重行政を解消し、効率的かつ機動的な行政運営を実現するため、特別市制度の法制化を推進すること。我が党が提出した法制化に関するプログラム法案について、議論を加速させ早期成立につなげるよう、指定都市市長会等と連携した国への働きかけを一層強化すること。あわせて、権限・税財源の一元化が市民サービスの向上にどうつながるかを具体的に示すとともに、県との広域連携や周辺自治体との水平連携の効果や影響についても説明を尽くし、市民の理解促進と機運醸成を図ること。

## ２．住民投票条例の制定

常設型の住民投票条例については、二元代表制を理由に議論を避けるのではなく、他の政令市で実際に制定されている事例を踏まえ、本市でも検討を進めることが必要である。市議会議員選挙において争点として扱われなかった市民意見を二分する重要案件の賛否について、直接的に市民意見を求める制度を整備することは、公開性が高く、最新の市民意思が直接反映できるため、開かれた市政の実現にも資するものである。よって、具体的な検討を早期に開始すること。

## ３．公契約条例の制定

新市長のもと、公契約条例の制定を速やかに行うこと。市は最低制限価格の引き上げや対象拡大を進めているが、労務単価の引き上げが必ずしも技能労働者の処遇改善に直結していないとの指摘があり、現場での効果は限定的である。県内の他の政令市では公契約条例により賃金水準を保障し実効性を高めており、労働者が安心安全に働ける横浜市の実現に向けて検討を急ぐべきである。

## ４．差別のない社会、人に優しい横浜市に向けて

誰もが個人として尊重され、安心して暮らし、働くことができるよう、人権侵害に関する相談体制を充実させ、被害を受けた人が適切な支援と救済につながる仕組みを強化すること。SNS での誹謗中傷やヘイトスピーチを含む差別的言動は依然として深刻な社会課題であり、指針や啓発だけでは十分ではない。他都市の人権条例の事例も踏まえ、本市でも条例制定の検討を進め、差別やハラスメントを許さない姿勢を明確に示していくこと。

**５．金利・物価上昇下における持続可能な財政運営**

金利上昇による市債の調達コストの増加や、物価・人件費の高騰による事業費の増大が見込まれる中、必要な市民サービスを安定的に維持しながら、将来世代に過度な負担を先送りしない財政運営を徹底すること。減債基金については、令和 12 年度までに臨時的活用から確実に脱却するとともに、これを到達点とせず、臨時的活用分の積み戻しまで見据え、年度ごとの目標と財源を含む具体的な工程を示すこと。税収の上振れや決算剰余金については、財政調整基金の確保とのバランスを踏まえ、減債基金の積み戻しに加え、将来の歳入基盤の強化や財政負担の軽減につながる政策投資にも計画的に活用すること。

**６．学校や公共施設への空調設備の整備促進**

市立小中学校体育館への空調整備は、平常時の教育環境と災害時の避難所環境を守る重要な取組である。資材価格や労務費の上昇、施工事業者の確保難などによる計画の遅延を招かないよう、契約状況や整備手法を検証し、令和 11 年度までの全校整備を確実に実現すること。また、給食調理室についても、令和 10 年度までの全校整備を着実に進めること。その他の公共施設については、空調設備の未整備や老朽化の状況を把握し、利用者の安全性や施設の役割を踏まえて優先順位を明確にした上で、省エネ性能にも配慮した整備・更新を早期に進めること。

**７．未収債権の適正管理と回収の強化**

本市の未収債権額は、令和 7 年度決算で約 195 億円となり、中期計画で掲げた 170 億円未満の目標を達成していない。負担の公平性と自主財源の確保に向け、滞納の発生防止と早期対応を徹底するとともに、専門部署や弁護士等との連携を強化し、回収可能な債権の確実な回収を進めること。監査で示された課題を踏まえ、時効管理や対応状況の把握を徹底し、事務処理の遅れによる回収機会の喪失を防ぐ必要がある。一方、納付が困難な市民には、生活状況に応じた納付相談や猶予制度の適用、福祉施策への接続など、実情に即した対応を図ること。

**８．ふるさと納税への対応**

ふるさと納税による本市の税収影響額は、令和 7 年度に 337 億円まで拡大しており、依然として看過できない状況にある一方、寄附受入額は 42 億円となり、受入拡大に向けた取組は評価できる。令和 11 年度の寄附受入額 60 億円以上の目標達成に向け、体験型・サービス型をはじめとする横浜ならではの高付加価値な返礼品を充実させるとともに、市内事業者の商品開発や販路拡大を後押しし、寄附の拡大を市内経済の活性化と都市の魅力発

信につなげること。また、寄附受入額に加え、募集経費を差し引いた実質的な収入や市内事業者への波及効果も検証し、事業効果を高めること。あわせて、令和８年度税制改正における自治体の税収流出に対する抑制効果は限定的であることから、制度本来の趣旨に沿った抜本的な見直しを、指定都市等と連携して国に強く求めること。

**９．横浜みどり税の検証と今後のあり方**

横浜みどり税は、樹林地の保全や緑化の推進に一定の役割を果たしてきた。一方、国の森林環境税や県の水源環境保全税とは目的や使途が異なるものの、市民には複数の環境関連税の負担が生じている。物価高騰が続く中、現行課税期間の終了を見据え、これまでの事業効果や基金残高、今後必要となる事業量を精査するとともに、市民・法人に市独自の負担を求め続けることの妥当性を改めて検証すること。その上で、徴収の継続を当然の前提とせず、一般財源等への転換による税負担の縮小又は廃止を含め、横浜みどり税の今後のあり方を検討すること。

**１０．脱炭素社会の推進**

現時点で公表されている最新値では、市域の温室効果ガス排出量は 2023 年度に 2013 年度比 25%減にとどまり、2030 年度の 50%削減に向けて、なお 536 万トンの削減が必要である。再生可能エネルギー設備の導入量も 34 万 kW で、2030 年度の目安 69 万 kW の約半分にとどまっている。目標達成に向け、導入余地の大きい住宅や事業所、地域施設への支援を重点化し、太陽光発電や蓄電池等に対する補助率・補助額の引上げや対象の拡大を図ること。特に、災害時の停電対策にも有効な蓄電池については、太陽光発電との一体的な導入を促進し、補助を重点的に拡充すること。

**１１．クリーンエネルギーとサーキュラーエコノミーによる都市モデルの確立**

GREEN×EXPO 2027 は、再生可能エネルギーや資源循環の先端技術を発信するだけでなく、実証から社会実装へとつなげる重要な機会である。Urban GX Village 等で導入・実証する技術について、環境負荷の低減効果や事業性を検証し、市内企業の参画を促しながら、公共施設や地域への展開につなげること。また、会場整備・運営に用いる資材や設備は、閉幕後の再利用・再資源化まで見据えた循環を徹底するとともに、会期中に得られた技術や知見、連携体制を上瀬谷のまちづくりに継承すること。閉幕後の展開方針をあらかじめ明確にし、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを一体で進める都市モデルを市内全域へ波及させ、GREEN×EXPO 2027 の確かなレガシーとして定着させること。

**１２．喫煙所の整備と実効性ある分煙対策の推進**

令和９年１月からの市内全面禁煙を踏まえ、規制の拡大に見合う喫煙所整備の全体像を明確にする必要がある。大阪市などの取組も参考に、喫煙実態に応じた配置・収容力・開設時間を考慮し、市内全体の整備箇所数、財源及び行程を具体的に示すこと。民間事業者への協力要請や補助制度のみに依存せず、公有地等を活用した公設喫煙所の整備・維持管理を市の責任で進めるとともに、民間公衆喫煙所への支援を拡充し、整備が進まない地域も含めて必要な喫煙場所を確保する必要がある。あわせて、喫煙所への分かりやすい案内と巡回指導を通じ、望まない受動喫煙や路上喫煙、吸い殻のポイ捨ての防止につなげること。

**１３．産官学連携による先端技術を活用した防犯対策の推進**

横浜市防犯のまちづくり推進条例及び推進プランに基づき、南区・青葉区で実施しているスマート防犯モデル事業について、防犯上の効果や利用状況、費用対効果を検証し、その結果を今後の施策に反映させること。あわせて、庁内関係局、神奈川県警察、大学、企業等の連携を強化し、SNS 型投資・ロマンス詐欺等の体験型啓発や、店舗における万引き防止対策などの実証を進め、犯罪被害の未然防止と市民・事業者の防犯力向上につなげること。技術の導入自体を目的とせず、個人情報やプライバシーに十分配慮した上で、有効性が確認された取組を市内各地域へ展開すること。

**１４．防災・減災対策の強化・拡充**

本年は、市内で風水害による被害が相次ぎ、防災気象情報の周知と避難行動への結び付けに課題が残った。新たな防災気象情報と警戒レベルを平時から分かりやすく周知し、災害時には必要な情報を迅速かつ確実に届けるとともに、実践的な訓練等を通じて適切な避難行動につなげること。また、地域の避難対策については、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児を抱える家庭、外国人や来街者、ペット同伴世帯などへの支援を一層充実させること。更には、福祉避難所の拡充や運用訓練、多言語・デジタルを活用した情報提供を強化し、他都市の先行事例も参考に、防災戦略を実効性あるものとすること。

**１５．上下水道の強靱化と都市型水害対策の推進**

上下水道は、市民生活と都市機能を支える重要な基盤である。上水道については、重要施設や緊急輸送路につながる管路、老朽化・漏水リスクの高い管路を優先し、更新・耐震化を加速すること。下水道については、頻発・激甚化する豪雨による内水氾濫を抑えるため、本年の浸水被害を検証し、浸水リスクの高い地域における雨水幹線・地下調整池やポンプ場等の整備を重点化・前倒しすること。国の財源を最大限活用し、災害に強い上下水道の整備を着実に推進すること。

**１６．市役所内におけるハラスメント防止体制の確立**

市役所内におけるパワーハラスメントは、職員の尊厳と心身の健康を損なうだけでなく、健全な議論や適切な意思決定を妨げ、市民サービスの低下にもつながる。第三者調査報告書及び市会決議を踏まえ策定された、市長・副市長等の特別職も対象とするハラスメント防止条例の実効性を高めること。あわせて、独立した外部相談・通報窓口と第三者委員会を設置し、被害を受けた職員への救済、秘密保持と匿名性の確保、不利益な取扱いや二次被害の防止を徹底すること。人事制度や組織運営を検証し、職員が安心して意見を述べ、力を発揮できる心理的安全性の高い職場を構築すること。

**１７．消防職員の確保と処遇・勤務環境の改善**

市民の生命と暮らしを守る消防力を維持・強化するためには、消防職員の確保と定着が不可欠である。近隣自治体の給与・手当水準も踏まえ、初任給を含む給与水準を見直すとともに、火災・救急出場手当及び夜間特殊業務手当を新設し、職務の危険性や負担に見合う処遇を実現すること。また、当直体制を安定的に維持できる人員を確保して長時間勤務の是正を図るとともに、緑消防署で試行している夜間受付監視業務の廃止効果を速やかに検証し、必要な予算と体制を整えた上で、早期に全消防署に展開すること。

**１８．保留児童解消に向けた取組**

本市は２年連続で待機児童ゼロを達成し、令和８年４月時点の保留児童数も、育児休業延長希望者を除き 1,256 人と過去最少となった。一方、そのうち１・２歳児が 894 人を占めており、年齢や地域による保育ニーズと受入枠のミスマッチは依然として課題である。定員割れが生じている施設の状況も踏まえ、データに基づく定員調整や既存施設の受入枠拡大を機動的に進めること。また、小規模保育事業への送迎支援について、対象家庭への個別案内や手続の改善を図り、空きのある施設の利用促進につなげることで、保留児童のさらなる減少を図ること。

**１９．保育士不足解消に向けた取組強化**

令和８年４月時点の保育士充足率は 65.8%となり、前年度の 73.3%から低下している。配置基準を満たしていても、休暇や研修、急な欠勤に対応する余力が十分でない園があることから、市独自の職員配置加算等を拡充し、代替職員や加配保育士を確保できる体制を整えること。あわせて、処遇改善や業務負担の軽減、住居支援、潜在保育士の就労・復職支援を組み合わせ、採用から定着まで一体的に取り組み、保育士が安心して働き続けられる環境を整えること。

## ２０．子育て支援施策の充実

本市では各種の子育て施策を進めてきたが、出生数や合計特殊出生率は低下傾向が続いている。子育て世帯の生活実態を踏まえて各施策の効果を検証し、より実効性のある支援となるよう継続的に見直すこと。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、まず、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第３子以降の保育料を無償化すること。その上で、対象世帯数や必要となる費用、財政への影響を精査し、第１子を含む0～2歳児の保育料負担を段階的に軽減する道筋を示すこと。さらに、自治体間で支援に格差が生じないよう、0～2歳児の保育料負担軽減を全国一律の制度として進め、必要な財源措置を講じるよう国に強く求めること。

## ２１．障がいのある子どもの「18歳の壁」の解消

障がいのある子どもが、18歳や高校卒業を境に必要な支援や居場所を失うことのないよう、教育・福祉・医療等の所管部署間の縦割りを解消し、本人や家族が制度や窓口の違いによって支援から漏れてしまうことのないよう、一体的な支援体制を構築すること。卒業２年前から本人と家族の意向を踏まえ、学校・福祉・医療・就労支援機関が既存の支援計画を連動させ、卒業後の支援内容と引継ぎ先を具体化する必要がある。日中活動に加えて夕方の居場所や学び・就労の機会を確保するとともに、小児医療から成人医療への円滑な移行に向け、医療機関間の連携と受診先の確保を進めること。卒業後も支援の利用状況を確認し、本人の希望に沿った暮らしと社会参加を支え、家族の介護負担の増大や離職の防止につなげること。

## ２２．障がい児者・高齢者福祉の充実

令和９年度は、第５期横浜市障害者プラン及び第10期高齢者保健福祉計画等の初年度となる。障害福祉・介護分野における令和８年度報酬改定の効果を検証し、令和９年度報酬改定に現場の実態を反映するよう国に求めるとともに、人材の確保・定着と安定した事業運営に必要な市独自支援を充実させること。障害のある子どもへの支援が保護者の所得に左右されないよう、我が党が国会に提出した「障害児福祉に係る所得制限撤廃法案」の趣旨を踏まえ、所得制限の撤廃に向けた法整備を国に強く求めること。あわせて、成年後見制度の改正法施行を見据え、本人の意思決定を尊重した相談・利用支援体制を整備すること。

## ２３．必要な時に利用できる産後ケアの充実

産後の心身の回復を支え、孤立や育児不安を防ぐため、地域ごとの利用希望や予約状況

を踏まえ、宿泊型・通所型・訪問型の提供体制を拡充すること。依然として事前面談が必要な宿泊型の申請・予約方法の改善に加え、利用対象期間の延長や休日対応の拡充、急な心身の不調等に応じた迅速な利用調整が求められる。また、現時点で利用可能施設は市内事業者に限定されているが、市外拠点の拡充を検討すること。あわせて、妊娠期から制度や申請方法を分かりやすく案内し、区役所と医療機関等の連携により、支援を必要とする家庭を利用につなげ、必要な時に安心して産後ケアを受けられる環境を整えること。

**２４．いじめ再発防止への取組み**

いじめの深刻化や学校現場での不祥事が相次ぐ中、教育委員会の組織体質そのものを改め、市民からの信頼を取り戻すことが急務である。いじめ・不登校対策専門部署を中心に、専門家やデジタルを活用した対策を実効性あるものとすること。また、方面別事務所の役割と機能を明確にして責任体制を可視化し、旧来の組織体質の刷新を図ること。また、重大事案の検証については教育委員会内部にとどめず、外部専門家を含む第三者機関が公正かつ客観的に関与する仕組みを制度化し、隠蔽や再発を防ぐこと。こうした取組みにより、子どもたちの安心と安全を全力で守り抜き、教育行政への市民の理解と支持を取り戻していくこと。

**２５．教職員の配置充実と働き方改革**

本市では教職員の長時間勤務は減少傾向にあるものの、令和 7 年度も、2 か月連続で月 80 時間を超える長時間勤務となった教職員が 1,037 人に上る。加配教員や養護教諭、学校栄養職員、事務職員等の配置に加え、専門職を活用し、専門的な知識や視点を効果的に活用することで、児童生徒一人ひとりに応じた支援と、教職員が子どもに向き合う時間を確保すること。学校・校務 DX については、現場の意見を反映し、既存業務の見直しと一体で進め、実際の業務削減に着実につなげること。また、教職員が子どもの小学校 3 年生修了まで利用できる市独自の子育て部分休暇を導入するなど、ライフステージに応じた支援を拡充すること。

**２６．英語教育の充実**

グローバル化の進展に対応し、子どもたちが国際的に活躍できる力を育むため、英語教育のより一層の充実が重要である。そこで、学年に応じた実践的なコミュニケーション能力の育成、ICT を活用した学習環境の整備、教員研修の強化に加え、AET（外国語指導助手）の配置拡充を行い、児童生徒が実際に英語に接し、会話する機会を増やすこと。また、学校間・地域間の教育格差解消のため支援体制や教材の充実を図り、全ての児童生徒が質の高い教育を受けられる環境を整備すること。

## ２７．不登校児童・生徒への支援強化

横浜市の不登校児童生徒数は年々増加している。こうした状況の中、校内ハートフル事業は中学校では全校に設置され、支援員が配置されている。一方、小学校では現在、支援員の配置が週 12 時間程度にとどまり、毎日支援員が常駐できる状況とはなっていない。ついては、小学校においても児童生徒が安心して学校で過ごせる居場所を確保するため、校内ハートフル事業の全校設置及び支援員の配置を拡充すること。また、学校に行くことができないものの、外出することができる不登校児童生徒の支援拠点として「ハートフルセンター上大岡」が設置されているが、この取り組みを市内の他地域にも展開し、児童生徒一人ひとりの特性や状態に応じた支援を拡充すること。

## ２８．中学校給食

デリバリー方式による全員給食が始まっているが、残食率の高さや温度管理、そして多発している異物混入など解決すべき課題は山積している。安全性確保に向けて受託業者への研修強化や衛生管理を徹底するとともに、不履行時には委託契約に基づく具体的な措置を厳格に運用すること。さらに、大阪市など他都市の事例を参考に、残食率や満足度など客観的指標に基づく検証を重ね、必要に応じて順次センター方式や自校調理方式、親子方式への移行について、検討を進めること。

## ２９．長期休業期間の昼食提供及び放課後キッズクラブ

長期休業期間の昼食提供は、全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブで実施されているが、利用実績や保護者・児童の意見を踏まえ、注文期限の短縮や提供対象日の拡大、献立の改善を図るとともに、各クラブの自由度を高めるための補助制度の創設も検討すること。また、受託事業者に衛生管理や適切な温度管理、正確なアレルゲン表示を徹底させ、市は契約に基づき履行状況を確認し、事故の未然防止を図ること。また、放課後キッズクラブにおいては各クラブの利用状況を踏まえ、活動場所の不足が見込まれることから、専用室の整備や既存教室の改修等を進め、必要な活動場所を確保すること。

## ３０．放課後児童クラブの運営改善と利用促進

本市の放課後児童クラブでは、運営費補助が拡充された一方、慢性的な指導員不足に加え、保護者が中心となる運営委員会では、役員交代による運営の継続性や補助金申請、会計経理等の負担が課題となっている。処遇改善に係る補助を拡充し、長期休業期間を含め必要な指導員を安定して確保できるよう取り組むこと。また、家賃補助の算定額が最大 20 万円となっているが、立地や広さによっては大きく上回る額を支払っているクラブもあ

り、保護者負担増の要因にもなっている。こうした実情を踏まえ、家賃補助の在り方を見直すこと。さらに、クラブごとに異なる利用料を踏まえ、低所得世帯に加え、ひとり親・多子世帯への減免拡大を検討するとともに、障がい児等の受入れに必要な職員配置や研修・相談体制、活動場所の確保への支援を充実すること。

**３１．敬老パスの制度見直し**

本市は、敬老パスによる介護予防効果の検証を目的に、要介護認定リスクが高い 75 歳以上の方へのモニター無料交付を実施している。検証期間と判断基準を明確にし、外出頻度や健康状態、要介護認定への影響を客観的に検証すること。効果が十分に確認されないまま、介護予防を理由とした制度の維持・拡充を進めることのないよう、検証結果に基づき施策の必要性と妥当性を判断すること。併せて、IC 利用実績や地域の交通事情を踏まえ、利用者負担及び市・交通事業者の負担の在り方を検討し、世代間・地域間の公平性と制度の持続可能性を確保すること。

**３２．高齢者が安心して暮らせる福祉政策**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅介護サービスと家族介護者への支援を充実し、介護負担の軽減を図ること。また、単身高齢者や頼れる身寄りがいない方について、見守りから日常生活、入院・入所手続、死後事務まで切れ目なく支える体制を整えること。特に、資力が十分でなく民間サービスの利用が難しい方が支援から取り残されないよう、改正社会福祉法による新たな仕組みの活用に向け、区役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の役割分担を明確にし、相談後の支援を担う人材・実施主体の確保を進めること。併せて、本人の意思を尊重し、不適切な契約や財産管理による被害を防ぐ相談・権利擁護体制を充実すること。

**３３．ケアマネジャー等の訪問業務における安全確保とカスハラ対策の強化**

利用者宅を訪問して業務を行うケアマネジャーや訪問介護員等を、暴力やカスタマーハラスメントから守り、介護人材の定着と在宅介護サービスの安定的な提供につなげる必要がある。危険性が高いと判断されるケースでは、国の支援事業を活用してケアマネジャーの同行訪問に要する経費を支援するなど、複数人で訪問できる体制を整えること。また、令和 8 年度に開始した「横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業」は、申請状況や現場のニーズ、安全確保の効果を検証し、補助率・上限額の引上げや対象経費の拡大を図るなど、制度の実効性を高めること。

**３４．障がい児者が安心して暮らせる福祉政策**

横浜市多機能型拠点については、５か所目となる拠点整備が市の中央部方面で行われるが、令和 10 年度開所に向けて着実に進めるとともに、未整備の南東部方面（南区・磯子区・金沢区）を対象とする６か所目の整備用地の確保を急ぎ、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等とその家族への地域生活支援を早期に充実させること。また、障がい福祉サービスの安定的な提供に向け、人材の確保・定着につながる処遇改善を進めるとともに、人件費や光熱費、送迎費等の運営実態と物価高騰の影響を踏まえた支援を充実し、事業所の経営基盤を確実に支えていくこと。

**３５．ダブルケア世帯への包括的な支援強化**

高齢化や晩産化の進展により、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」に直面する世帯の増加が見込まれる。子育て、介護、仕事など複数の課題を同時に抱える世帯に対しては、個別の制度ごとの支援だけでは十分に対応できない場合がある。そこで、子育て・介護・障害・就労等の関係部局が連携し、一つの家庭が複数の課題を抱えていることを前提とした相談支援体制の強化・一本化を図ること。

**３６．山下ふ頭跡地の効果的活用**

山下ふ頭再開発においては、事業化決定時期や完成時期を拙速に確定するのではなく、市民意見を事業計画や事業者の募集条件にどのように反映するのかを明らかにし、透明性の確保を最優先とすること。加えて、山下ふ頭再開発に併せて臨港幹線道路など周辺交通インフラの整備を着実に進め、アクセス性や地域住民の利便性に十分配慮すること。また、段階的な整備に当たっては、民設民営を基本とする方針を見直し、公設と民設の役割分担を明確にした上で、市が責任を持って整備する公設エリアの位置と規模を示して確保すること。誰もが利用できる公共空間と、将来の社会状況や市民ニーズに応じて活用できる余地を残し、市民共有の財産として将来世代に引き継ぐこと。

**３７．国際園芸博覧会の安全・円滑な運営と開催効果の市内還元**

GREEN×EXPO 2027 については、来場者輸送、混雑・熱中症対策、救急・医療対応を徹底し、来場者の安全と周辺住民の生活を守ること。市・協会・関係機関の役割と判断手順を明確にし、会期中に生じる課題を迅速に把握して、輸送や会場運営等の改善に柔軟に対応できる体制を確保すること。また、市内観光地や商店街等への回遊を促し、宿泊・飲食・購買の拡大につなげるとともに、会期中の回遊・消費の状況を踏まえて誘客策を改善すること。市内事業者の受注機会の拡大も含め、開催効果が広く市内に還元されるよう協

会と協議を進めること。併せて、会期中の草花の植替え時や閉幕後の再利用可能な樹木・花苗、資材等について、市内の公園・公共施設等での受入先や活用方法を事前に調整し、廃棄を抑え、開催後も市民が実感できるレガシーとして残すこと。

**３８．上瀬谷のバス専用道・IC 整備の検証**

上瀬谷地区に計画されている瀬谷バス専用道線と IC の整備は、公表された概算だけでも総額 800 億円を超える巨額の事業であることから、整備目的を明確にし、費用対効果について説明責任を果たすことで、市民理解を得ることが不可欠である。バス専用道については、テーマパーク等の需要予測と運行採算の算定根拠を明らかにし、利用者数が想定を下回る場合の対応や、連節バスによる輸送力の確保、自動運転技術の実用化の見通しを踏まえた運行体制と財政負担を検証すること。IC についても、既存 IC の活用による代替案との比較を示すとともに、地域の生活利便性や防災機能、農業・物流への効果を具体的に検証すること。併せて、関連道路の整備や維持管理・更新に要する費用を含め、本市の将来的な負担を明らかにすること。IC 整備に係る国・高速道路会社・物流事業者との費用負担の協議を進めるとともに、バス専用道については、テーマパーク事業者等にも受益に応じた費用負担を求め、市民が納得できる情報公開と慎重な事業判断を行うこと。

**３９．旧根岸住宅地区跡地の効果的活用**

全面返還と新たな土地利用計画の策定を踏まえ、約 375 億円と見込まれる土地区画整理事業について、事業収支を精査し、地権者や周辺住民との合意形成を図りながら着実に進めること。医学部等の教育・研究機能、生活利便施設、住宅、公園を有機的に結びつけ、地域の活性化と健康づくりにつながるまちづくりを推進すること。将来にわたる持続可能性を確保するため、公共交通の充実に加え、首都高速道路と当該地区との接続を含む広域的なアクセス向上の可能性を検討し、国や首都高速道路株式会社に働きかけること。また、周辺市街地との接続道路について、避難動線としての役割も踏まえて具体化すること。市大医学部等と附属病院との機能的な連携を担保するため、同一地区での整備に計画を変更し、平時には教育・研究・医療機能の連携を、災害時には臨海部の大規模緊急医療拠点としての機能を発揮するよう、将来的な本市の発展と防災力強化に資するまちづくりを着実に進めることを強く要望する。

**４０．三ツ沢公園再整備における財政負担の適正化と市民利用の確保**

三ツ沢公園の再整備では、今後の物価上昇や金利を含まない PFI の整備費だけで約 460 億円が見込まれている。債務負担行為の設定に先立ち、従来方式との比較による PFI の費

用対効果を検証するとともに、周辺施設の改修や管理運営・大規模修繕を含む総費用と年度ごとの市負担を明らかにすること。契約後の物価・金利変動に伴う支払額の変更条件及び市と事業者のリスク分担を明確にし、利用需要に応じた施設規模や整備内容、寄附・使用料等の収入見込み、利用チーム等との費用負担の妥当性を精査する必要がある。あわせて、市民利用の機会と利用しやすい料金を確保し、日常の健康づくりや公園利用にも広く還元される再整備とすること。

**４１．生成 AI・デジタル技術の活用推進**

本市では、生成 AI の庁内利用に加え、市民向けサービスへの導入に取り組んでいるが、今後は他都市の先進事例も参考に、電子申請の入力支援や夜間・休日の相談から有人対応への引継ぎなど、市民の負担軽減や支援の充実につながる活用をより一層進めること。その際、導入自体が目的とならないよう、導入・運用費用を含む費用対効果を定量的に検証する必要がある。検証結果を明らかにして改善や事業の見直しに反映させるとともに、個人情報保護や回答の正確性を確保し、安全かつ実効性のある活用を図ること。

**４２．外部サービスにおける個人情報保護と情報セキュリティの強化**

緊急情報伝達システムにおいて、外部事業者への不正アクセスにより、８区約 2,024 人の個人情報が漏えいした可能性が判明した。事実関係と影響範囲を速やかに究明し、対象者への個別周知と相談対応、二次被害の防止、調査結果及び再発防止策の公表を徹底すること。今回の事案を個別のサービスの問題にとどめず、各区局が利用する外部サービスと取扱情報を一元的に把握し、行政文書の適正な保存を前提に、外部サービス上での保存方法・期間、アクセス管理、脆弱性対策、監視・通報体制を全庁的に点検する必要がある。事業者任せにせず、重要度に応じて第三者による安全性の検証を行い、選定・契約時の安全要件や事故発生時の報告、履行状況の確認を強化するとともに、サービス停止時にも電話・FAX 等による伝達を必要とする市民へ確実に災害情報を届けられる代替手段を確保すること。

**４３．地域交通の拡充・強化**

地域交通は、あらゆる世代の暮らしを支える生活基盤である。「みんなのおでかけ交通事業」の推進に当たっては、事前調査や実証運行の結果を踏まえ、将来の利用需要と必要な財政負担を見極めながら、地域に適した運行形態や支援の在り方を判断すること。一方、交通手段の導入・継続が難しい地域では、移動支援に加え、身近な場所で生活に必要なサービスを受けられる環境づくりも重要となる。通院時のタクシー利用への助成や、特

別用途地区等を活用した用途制限の緩和によるコンビニ等の生活利便施設の立地誘導など、住環境にも配慮しつつ、交通施策とまちづくり施策の両面から実効性と費用対効果を比較し、地域の実情に応じた対策を講じること。

**４４．地域活動の活性化、地域力強化に向けた取組**

自治会町内会の加入率低下と担い手不足が続く中、役員の負担軽減と参加しやすい環境づくりが急務である。行政からの依頼事項や委員推薦の在り方を見直し、補助金申請の簡素化やデジタル活用への支援を進めること。また、全区展開された「よこむすび」は、活動参加や担い手確保につながった実績を検証する必要がある。周知や使い勝手、団体の情報発信への支援を改善し、働く世代や子育て世帯などの新たな参加につなげ、持続可能な地域活動を支えること。

**４５．滞在型観光の推進と宿泊機能の充実**

2025 年の本市の観光入込客数は 3,915 万人、観光消費額は 5,077 億円と過去最高を更新した。今後は宿泊客の増加と滞在日数の延長を図り、その効果を市内経済に広く波及させる必要がある。そのため、都心臨海部以外の観光資源をＰＲし、地域別の宿泊需要や交通利便性に応じた民間事業者との対話や立地支援策の検討を進めるとともに、GREEN×EXPO 2027 を契機とした市内周遊や体験型観光、夜間の飲食・文化活動等を充実させ、平日の誘客も強化し、開催後も継続する宿泊・滞在と地域消費の拡大につなげること。また、宿泊税の導入については他都市状況を踏まえ、導入によって宿泊意欲の減退につながらないよう、他施策と組み合わせるなど、創意工夫を図ること。

**４６．ブルーカーボンの拡大と豊かな海の保全・再生**

本市で進む海藻養殖や護岸を活用した実証実験、Ｊブルークレジット認証取得を踏まえ、漁業者・企業・大学・市民団体等と連携し、藻場・浅場の保全・再生、海藻養殖、生物共生型護岸の整備を推進すること。取組の拡大に当たっては、実証結果や海域の特性に基づいて適地と手法を選定し、海水温の上昇や食害への対策、継続的な維持管理まで見据える必要がある。$CO_2$吸収・貯留量、生物多様性や水質改善、漁業への効果を費用と併せて検証するとともに、クレジット収益や企業協賛等を活用して活動の継続を支え、漁業振興や子どもたちの環境学習にもつなげ、豊かな横浜の海を次世代へ引き継ぐ取り組みを推進すること。

## ４７．中小企業支援と市内経済活性化

物価高から市民の暮らしを守るためには、地域の雇用を担う中小企業の経営安定と持続的な賃上げを支える必要がある。資金繰りや価格転嫁の支援に加え、デジタル化・省力化、人材育成、省エネ投資などを企業の課題に応じて組み合わせ、生産性や付加価値の向上を後押しすること。その成果が従業員の賃金や処遇の改善につながるよう伴走支援を強化し、物価上昇に負けない賃上げを継続できる経営基盤づくりが重要である。また、小規模事業者も利用しやすい支援体制を整えるとともに、販路開拓や市内企業間の取引拡大を促し、賃金・雇用の安定と地域経済の活性化につなげること。

## ４８．空き家対策の強化

国の令和６年空き家所有者実態調査では、相続で取得した空き家について、相続前に対策をしていなかった世帯が約８割を占めており、早期の備えを促す必要がある。本市で新たに始まった空き家化予防サービスや伴走支援型の相談窓口の周知・活用を進め、所有者や家族に早期の選択肢を提示し、相続後の管理や売却・活用に向けた具体的な準備につなげること。また、空き家活用の取組は、所有者と活用希望者のマッチングや改修支援を通じて活用件数を増やし、地域ニーズに応える規模に引き上げる必要がある。併せて、管理不全空き家等への指導と改善状況の確認を徹底し、周辺環境の悪化を防ぐとともに、危険性が高い特定空き家等については、除却支援や必要に応じた行政代執行を速やかに進めること。